

耕作放棄地解消支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この事業は、石川町補助金等の交付等に関する規則（昭和49年石川町規則第13号。以下「規則」という。）、石川町農業振興事業補助金交付要綱（令和元年要綱第18号。以下「要綱」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象及び補助内容)

第2条 補助金の交付基準は、別表のとおりとする。

(事業の認定申請)

第3条 この事業の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耕作放棄地解消支援事業実施計画書（様式第1号）を別に定める添付書類を添えて町長へ提出するものとする。

(事業の認定等)

第4条 町長は、前条の規定により提出された実施計画書について、事業の認定の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、事業の認定を行ったときは、認定書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。また、認定をしなかったときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(認定の取消し及び補助金の返還)

第5条 町長は、事業認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消し、すでに支給した第4条に規定する支援措置の一部又は全部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 申請に不正があったことが判明したとき。
- (2) 事業認定者より事業中止の申出があったとき。
- (3) この要領の条項に違反したとき。
- (4) 事業の推進上支障があると町長が判断したとき。

(事業の実施の手続)

第5条 申請者は、要綱第3条に規定する石川町農業振興事業補助金交付申請書に、認定書（様式第2号）を添えて町長に提出しなければならない。

(事業の完了)

第6条 申請者は、事業を完了したときは、次に掲げる書類を添えて完了報告書を町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書等経費が分かる書類
- (2) 施工中及び完了後の補助対象農地の写真（重機を使用する場合は重機を使用していることが分かる写真）
- (3) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する

別表（第2条関係）

補助対象者	次に掲げる要件を全て満たす個人又は法人とする。 (1) 農地中間管理機構を通し、10年以上の利用権設定をした者。 (2) 解消した翌年度中までに農作物の作付を行う者。 (3) 町税等を滞納していない者。
補助対象農地	農地法第32条第1項第1号に該当する石川町内の農地であること。
補助内容	(1) 重機を使用する場合 50,000円/10a (2) 重機を使用しない場合 20,000円/10a

様式第1号（第3条関係）

耕作放棄地解消支援事業実施計画書

1 事業実施主体

氏名・法人名 (代表者)		電話番号	
住所	〒		

2 事業実施計画

対象農地		面積 ※a 未満切捨て	a	
権利の状況	<input type="checkbox"/> 所有権移転又は利用権設定済 <input type="checkbox"/> 所有権移転又は利用権設定予定であり、土地所有者と調整済			
重機使用の 区分	<input type="checkbox"/> 重機を使用する <input type="checkbox"/> 重機を使用しない			
作業工程				
作付け予定 作物				
事業費	総事業費	補助対象事業費	町補助金	自己資金
	円	円	円	円

3 添付書類

- 1 町税等の滞納がないことを証明できる書類
- 2 見積書等事業費の積算がわかる資料
- 3 事業実施希望農地の現況写真
- 4 その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

認 定 書

第 号
年 月 日

様

貴（団体等）様を耕作放棄地解消支援事業に認定します。

石川町長 印